

★困っています★

自宅に女性の声で電話があり、「いらなくなった着物があれば買い取ります」と言われたので、待っていたら、いかつい男性が訪ねてきて、着物には目もくれず貴金属はないかと言ってきた。一人だったため怖くなり、筆筒の奥から指輪を出すと、強引に買い取られてしまったが何とか取り戻したい。(70代女性)

◎相談室から◎ 「特定商取引法」が改正され訪問買取についての規定が新たに追加されました。8日以内であればクーリング・オフができます。

～ワンポイントアドバイス～ 「特定商取引法」の改正内容

- ・飛び込みでの訪問買取の勧誘が禁止されました。
 - ・自ら業者を呼んで来てもらった場合でも当初の目的と異なる買取の勧誘は禁止されています。
 - ・買い取る場合、必ず事業者は連絡先や明細、クーリング・オフなどを記載した書類を渡さなければなりません。
 - ・書面を受け取ってから8日間はクーリング・オフができます。その期間に事業者が物品を第三者に渡した場合は消費者に連絡しなければなりません。
 - ・クーリング・オフ期間中は消費者は物品の引き渡しを拒絶することができます。
- ※例外があります。
自動車・本、CD、DVD、ゲームソフト類・家具・有価証券・家電 等

トラブルにあわないために

- ☆一人でいるときに業者を呼ばない。必ず家族や知人などと一緒に複数で対応する。
- ☆買い取ってもらうつもりがなければはっきりと断る。



☆府中市民朝市

日時 11月3日(祝)6時半～8時 会場 府中公園

府中産野菜や姉妹都市の特産品、食料品から日用雑貨までさまざまな品が販売されます。

☆府中市消費生活展

日時 11月8日(金)・9日(土)10時～16時 会場 府中グリーンプラザ分館ギャラリー
消費者団体の活動内容のパネル展示や啓発資料の配布、小中学生が作ったマイバッグの展示などがあります。

☆府中市農業まつり

日時 11月16日(土)・17日(日)9時～15時 会場 郷土の森博物館
府中産野菜の直売や楽しい参加型ゲーム等を予定しています。



消費生活相談室
休館日のご案内

土・日曜日、祝日・年末年始以外で次の日がお休みとなっています。

- ☆9月6日(金)
- ☆10月3日(木)
- ☆11月13日(水)・14日(木)
- ☆12月10日(火)

9月							10月							
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14	8	9	10	11	12	13	14	
15	16	17	18	19	20	21	15	16	17	18	19	20	21	
22	23	24	25	26	27	28	22	23	24	25	26	27	28	
29	30						29	30	31					

■は休館日となります。

11月							12月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
					1	2	1	2	3	4	5	6	7
3	4	5	6	7	8	9	8	9	10	11	12	13	14
10	11	12	13	14	15	16	15	16	17	18	19	20	21
17	18	19	20	21	22	23	22	23	24	25	26	27	28
24	25	26	27	28	29	30	29	30	31				

消費生活だよりは6・9・12・3月の年4回発行し、市の施設や関係機関等で配布しています。平成25年度は東京都の交付金を活用して自治会にも配布しています。

問合せ先
府中市生活環境部経済観光課
消費生活係
TEL 042-335-4124
FAX 042-360-9370
Eメール shouhi@city.fuchu.tokyo.jp



編集・発行
府中市生活環境部
経済観光課消費生活係
〒183-8703 府中市宮西町2-2-4
Tel.042(335)4124

消費生活だより

悪質業者は高齢者を狙っています!

消費生活相談室では平成24年度に1,038件の相談がありました。そのうち、60代以上の方からの相談が約3割を占めています。

高齢者はなぜ狙われる?

*被害にあっても誰にも相談しない

- ・自分が悪いと自らを責め周りに迷惑をかけたかと思ってしまう。
- ・被害にあったことを恥ずかしく思ってしまう。

*だまされたことに気づきにくい

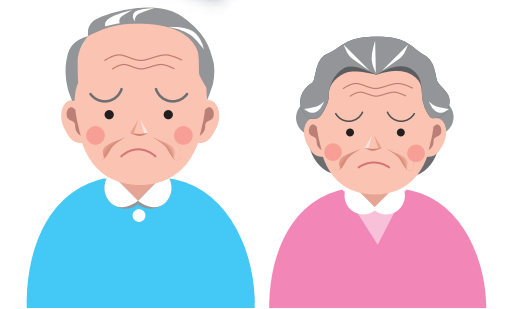
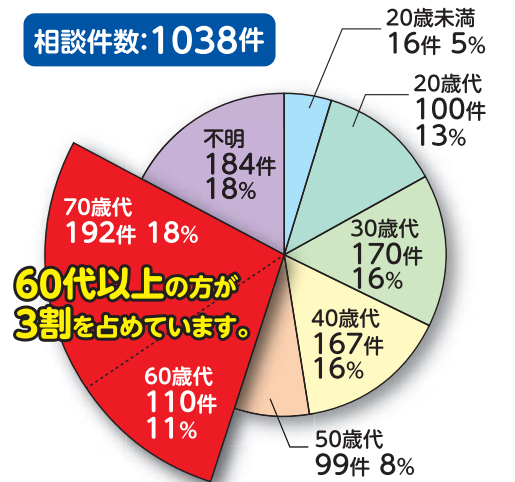
- ・人の話をよく聞くためセールスマンの優しい言葉を信じてしまう。
- ・加齢による判断力の低下。

*自宅に一人でいることが多い

- ・電話勧誘や訪問勧誘を受ける機会が多い。

*健康面や経済面などの日頃の不安につけ込まれやすい

- ・加齢による体調の問題が増えてきた。
- ・先行きが心配で少しでも蓄えを増やしたい。



では、悪質業者の手口とは?

「おかしいな」「困ったな」と感じたらひとりで悩まず消費生活相談室にご相談ください

府中市消費生活相談室

- 相談専用 ☎042-360-3316
- 相談時間 午前10時～正午、午後1時～4時
- 相談場所 府中市消費生活相談室 スクエア21・女性センター内
- 相談方法 電話、または来所



高齢者から多い相談

利殖商法

「必ずもうかります」「値上がり確実」など甘い言葉で誘って投資や出資を勧誘する手口。実際は損をすることが多く、元本を取り戻せなくなるような場合もあります。



アドバイス

- ☆もうけ話を安易に信じてはいけません。リスクもなく「絶対に」もうかる話はありません。
- ☆二次被害にあわないために、「今までの損を取り戻せる」と勧誘する業者の話は信じないようにしましょう。

送りつけ商法

注文していない商品を勝手に、または電話で一方向的に送ると告げてから送り付け、代金を請求する手口



アドバイス

- ☆商品が届いたら送り先をメモして受け取り拒否をしましょう。
- ☆注文していない商品の代金を支払う必要はありません。きっぱりと断りましょう。

具体例
カニなどの海産物
皇室写真集
同窓会名簿
健康食品

振り込み詐欺

家族や知人、職場の同僚、警察官や弁護士などのふりをして電話をかけてきて、様々な理由でお金を要求してきます。最近では「宅配便で現金を送れ」「お金を取りに行くので用意するように」と振り込み以外の方法を指示するケースもあります。

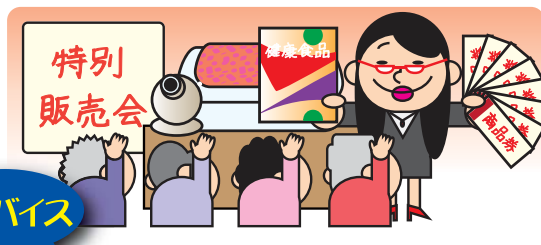


アドバイス

- ☆いったん電話を切って、家族や知人に連絡するなど冷静に事実確認しましょう。

催眠(SF)商法

ティッシュや景品引換券などを配って締め切った会場に人を集め、日用品や食料品の無料配布または大安売りなどで雰囲気盛り上げ、最終的に高額な健康食品や健康器具などを売りつける手口

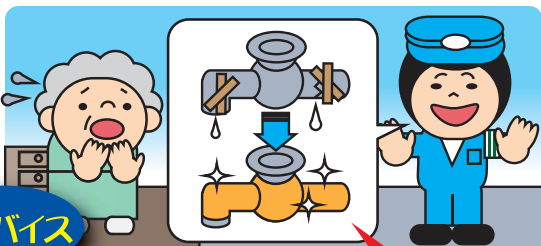


アドバイス

- ☆自由に入出入りできない会場は危険なので入らないようにしましょう。冷静な判断ができなくなります。
- ☆少しでもあやしいと感じたらすぐにその場を立ち去りましょう。

点検商法

「役所から点検に来ました」「水道水や住宅などの無料点検をやっている」と言って家に入りこみ、不安をあおって必要のない工事や高額な契約をさせる手口



アドバイス

- ☆公的機関を名乗っていても、必ず役所などに電話をして確認をする。
- ☆その場で契約せず家族などに相談する。

具体例
耐震診断、シロアリ駆除
屋根工事、塗装工事、布団
浄水器、消火器、火災警報器

架空請求

調査会社などを名乗って「料金が未納です」「支払わないと裁判になる」と身に覚えのない請求を文書やメールで送り付けてくる手口



アドバイス

- ☆覚えがなければ無視しましょう。安易に相手に連絡すると新たな個人情報を知られてしまうので絶対に連絡しないようにしましょう。

府中市消費生活相談室 ☎042-360-3316 (相談専用)

被害にあわないために

- 強引に勧誘されても契約する意思がなければはっきりと断る

最近では、手口が巧妙になっています。被害にあわないためには最新の手口を知ることが重要です。

☆出前講座

相談員が同って悪質商法の最新の手口や被害を防ぐポイントをお話します。自治会やグループなどの集まりに気軽に呼んでください。少人数でも大丈夫です。

☆市広報

相談事例を「くらしの相談Q&A」として市の広報に定期的に掲載しています。ご覧ください。

☆メールマガジン見守り新鮮情報

国民生活センターが高齢者などに関する最新の悪質商法の手口や製品事故の事例をメールマガジンでお届けしています。

見守り新鮮情報に登録するには…

「見守り新鮮情報」登録 https://krs.bz/kokusen/m/m_touroku

(※通信料金がかかります。)

- 一人だけで知らない人の電話に出たり訪問に対応しない

- ☆留守番電話機能やインターホンを利用し、相手を確認してから出ましょう。
- ☆訪問販売お断りシールをご活用ください。

- ☆訪問販売お断りシールは相談室、市民相談室、文化センターなどで配布しています。



- 契約したりお金を支払う前に周囲の人や消費生活相談室に相談する

高齢者の身近な方の見守りも重要です。普段と変わった様子はないか日頃から声をかけて注意しましょう。

こんな電話には気をつけて!

- 必ず儲かります
- 健康にいいですよ
- 無料で点検します
- すぐに現金を振り込んで

と言われたらすぐに相談室に!

被害にあってもあきらめないで!

- クーリング・オフを利用しましょう

訪問販売や電話勧誘販売など特定の取引には一定期間であれば契約の解除ができます。

- すぐに消費生活相談室に相談する

期間を過ぎていても契約を取り消せる場合もあります。まずは相談室に相談してください。

府中市消費生活相談室 ☎360-3316

府中市消費生活相談室

☎042-360-3316 (相談専用)